

令和2年1月28日

第1回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和2年1月28日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 堅田委員 中村委員  
山口委員 笹岡委員 谷脇(裕)委員  
(推進委員7名) 青木委員 谷脇(督)委員 森光委員 鍋島委員  
中平委員 谷本委員 市川(孝)委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山崎委員  
(推進委員1名) 森田委員
5. 出席職員 (事務局2名) 国広局長  
盛光主幹
6. 議 案 議案第1号 非農地証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 【1】農地の時効取得について
8. その他 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

開会宣言	市川会長 只今から令和2年第1回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は第1回の総会です。よろしくお願いいたします。本日は1番 山崎委員、6番 森田委員より欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。
議長	市川会長 昨夜は思わぬ強風と雨でして、皆さん大変だったと思います。 今回の議案は4号までですが、慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようでしたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしとすることですので、本日の議事録署名人は13番 谷脇裕二委員、14番 中西委員よろしくお願いいたします。
議長	市川会長 それでは日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号非農地証明について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第1号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。令和2年1月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。  (1) 申請者 住 所 ○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 他1件 (2) 申請受理面積 田 34 m <sup>2</sup> 畑 246 m <sup>2</sup> 合計 280 m <sup>2</sup>  番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○ ○○○○ 土地の所在地 須崎市下郷字西ノ谷 384 番 6 土地の表示 地目 田 面積 34 m <sup>2</sup>



意見	8 番 森光委員（推進委員） 原案承認
審議	市川会長 はい、原案承認ということですが、これにご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については証明書を交付することに決定します。 続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和 2 年 1 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。  (1)申請者 住 所 ○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 1 件 (2)申請受理面積 田 654 m <sup>2</sup> 合計 654 m <sup>2</sup>  番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○  土地の所在地 須崎市吾井郷字宗包乙 1198 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 654 m <sup>2</sup> 事由 売買 耕作面積（a） ○○ a 稼働力（人） ○/○
議長	市川会長 それでは、事務局の補足説明をお願いします。

<p>補足説明</p>	<p>盛光主幹</p> <p>それでは補足説明をします。</p> <p>番号1番の申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>内容については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地○筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在○○aですので、下限面積は上回っております。</p> <p>許可後は対象地において、果樹を栽培することです。</p> <p>それでは、番号1番の申請について、農地法第3条第2項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積は、問題ありません。</p> <p>第6号転貸にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>それでは、関係委員さん意見ををお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>7番 谷脇（督）委員（推進委員）</p> <p>申請地は、○○○から○○へ○○mほど行ったところにある○○○の前の県道を渡った向かい側の下にあります。柿を栽培している状態で、これからも今のままで栽培していくということです。先ほどの事務局の説明にもあったように条件は満たしていますし、許可相当と思われます。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長</p> <p>お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。別に問題ないようですが、この件についてどなたかご意見ををお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>10番 中平委員（推進委員）</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、○○○○○ ○○○○さん 1件、先ほど十分審議</p>

審 議	<p>をいたしましたところ、問題ないとのことでしたので、許可相当と判断します。</p> <p>市川会長 別に問題ないということで、許可を与えることにご異議ございませんでしょうか</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、農地法第 3 条 1 項の規定により、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和 2 年 1 月 28 日、須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住 所 ○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○ 他 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 1640 m<sup>2</sup> 計 1640 m<sup>2</sup></p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字大井田甲 833 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 892 m<sup>2</sup> 土地の所在地 同 833 番 2 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 13 m<sup>2</sup> 土地の所在地 同 833 番 3 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 320 m<sup>2</sup> 種別 2 事由 太陽光発電施設の設置</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>

	<p>番号2 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○○</p> <p>借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市桑田山字ヤマセ乙 1183 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 961 m<sup>2</sup>の内 415 m<sup>2</sup> 種別 2 事由 自己住宅建築</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、議案第3号について、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>国広局長</p> <p>2件の申請について続いて補足説明をします。</p> <p>まず番号1の、農地の区分と転用目的についてです。申請地は、○○地区○○集落にあり、周辺に駅等なく、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設を設置するものです。申請理由は、譲渡人が高齢となってきたことから営農の継続が難しく、また、子どもも農業を引き継ぐ予定もなく農地の有効活用を検討していたところ、事業者が提案する太陽光発電施設の設置を計画したとのことであり、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。次に、資力及び信用については、土地取得費○○万円、太陽光施設設置費○○円、合計○○円は自己資金での建設計画であり、資力・信用については問題ないと判断します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可日から令和2年8月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、経済産業省から設備認定通知書も出ており、特に問題は認められません。計画面積の妥当性は、太陽光発電設置面積○○m<sup>2</sup>、所要面積○○m<sup>2</sup>は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。最後に周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてです。雨水は自己所有地に自然浸透、また、申請者所有以外の周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。なお、周辺農地は、○○○○○ 地目 畑 相続人代表 ○○○○、○○○○○ 地目 畑 ○○○○ 東側隣接農地（地番無）○○○○となっております。</p> <p>次に2番の申請です。農地の区分と転用目的についてです。申請地は、○○地区○○集落にあり、周辺に駅等なく、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）と判断します。転用の目的は、自己住宅を建築するもので、申請理由は、現在、借家住まいをしています、子どもも二人と増え手狭で不便となり、</p>

	<p>また、子どもの面倒も見てくれる妻の実家近くの祖母所有地しか適地はないと判断したと          のことで、他に代替えすべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信          用は、土地取得費 0 円（使用貸借）、土地造成・整地費〇〇万円、建築費〇〇万円、合計          〇〇万円は自己資金〇〇万円、〇〇万円を借り入れての建築計画であり、特に問題ないと          判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可          日から令和 2 年 8 月 31 日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断しま          す。計画面積の妥当性は、建築面積〇〇㎡、所有面積〇〇㎡は事業計画書、土地利用計画          により必要な面積と判断します。次に周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につい          てです。雨水は自然浸透と傾斜により、南側河川に排水し、生活排水についても合併浄化槽          を経由し同じく南側河川に排水。周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断しま          す。最後に、進入路は北川市道からとなり現況のままの進入となります。申請地周辺には          フェンス、ブロック塀等の設置はありません。以上です。</p>
議 長	<p>市川会長          それでは、関係委員さん意見をお願いします。</p>
意 見	<p>13 番 谷脇（裕）委員（農業委員）          番号 1 の申請地には現在、面積の半分程度にぼつぼつとみかん、柿の木があるような状          態です。農地としてはなかなか使いにくい土地です。そういうことも含めて、問題はない          と思われます。</p> <p>7 番 谷脇（督）委員（推進委員）          番号 2 の申請地は、〇〇〇の下のほうにあります。家を建てることによって周りの農          地には影響もなく、貸人の許可も得ており、特に問題はないと思われます。</p>
審 議	<p>市川会長          お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでし          ょうか。別に問題ないようですが、この件についてどなたかご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>8 番 森光委員（推進委員）          議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていた          だきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん 他 1 件、先ほど十分          審議をいたしましたところ、特に問題はないと判断します。</p>
審 議	<p>市川会長          別に問題もないとのことですが、それにご異議ございませんでしょうか。</p>

採決	農業委員（異議なし）多数。												
議長	市川会長												
	<p>ご異議ないようですので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議につきましては、許可申請を農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。この件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「委員は自己及び同居親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」に該当するおそれがありますので、9番 鍋島委員さんの一時退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>												
議案説明	国広局長												
	<p>議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。令和2年1月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>												
議長	市川会長												
	補足説明をお願いします。												
補足説明	盛光主幹												
	<p>それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）、令和元年度第6号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和2年1月28日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p>												
	<p>整理番号 31-15</p> <p>利用権設定等を受ける者</p> <p>住所氏名 ○○○○○</p> <p>○○○○</p> <p>農作業従事日数 240日</p> <table border="0"> <tr> <td>経営耕地面積</td> <td>農地</td> <td>2015 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>利用権設定等面積</td> <td>農地</td> <td>879 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計農地面積</td> <td>2894 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農作業従事者</td> <td>農業専従者 ○名</td> </tr> </table>	経営耕地面積	農地	2015 m <sup>2</sup>	利用権設定等面積	農地	879 m <sup>2</sup>		合計農地面積	2894 m <sup>2</sup>		農作業従事者	農業専従者 ○名
経営耕地面積	農地	2015 m <sup>2</sup>											
利用権設定等面積	農地	879 m <sup>2</sup>											
	合計農地面積	2894 m <sup>2</sup>											
	農作業従事者	農業専従者 ○名											

(内 15 歳以上 60 歳未満の者〇名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○○

利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○○

聴取確認欄

1. 通作距離 1 km未満

2. 権利の種類 賃借権設定 (通年)

3. 借受人の分類 個人 世帯員

4. 貸付人の分類 個人

5. 中核農家の該当の有無 (借受人) 有

6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望

7. 経営規模 (農地面積) 借人 不耕作 貸人 0.3~0.5ha

8. 経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市上分字川岡添乙 3049

現況地目 田 面積 879 m<sup>2</sup>

設定する利用権 内容 キュウリ

期間 令和 2 年 2 月 1 日~令和 17 年 1 月 31 日 15 年間

借賃 10 a 当り○○万円

借賃の支払方法 ○○○○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

利用権を設定する者以外の権限者等

○○○○○ ○○○○

○○○○○ ○○○○

整理番号 31-16

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○○

○○○○○

農作業従事日数 330 日

経営耕地面積 農地 11915 m<sup>2</sup>

利用権設定等面積 農地 800 m<sup>2</sup>

合計農地面積 12715 m<sup>2</sup>  
農作業従事者 農業専従者 ○名  
(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○○○ 生年月日 ○○○○○  
利用権の設定をする者 ○○○○ 生年月日 ○○○○○

聴取確認欄

1. 通作距離 1～10 km
2. 権利の種類 賃借権設定 (期間借地)
3. 借受人の分類 個人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無 (借受人) 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模 (農地面積) 借人 1.0～1.5ha 貸人 不耕作
8. 経営改善計画の認定の有無 (借受人) 無

利用権を設定する土地

所在 須崎市下分字大木戸甲 3011  
現況地目 田 面積 984 m<sup>2</sup>の内 800 m<sup>2</sup>  
設定する利用権 内容 シシトウ  
期間 令和 2 年 2 月 1 日～令和 12 年 1 月 31 日 10 年間  
借賃 10 a 当り○○万円、(○○万円)  
借賃の支払方法 ○○○○○  
利用権の種類 賃借権  
当事者間の法律関係 賃貸借

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

受付番号 31 - 15 について、借受人の主たる経営作物はキュウリ、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。

受付番号 31 - 16 について、借受人の主たる経営作物はインゲン・シシトウ、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められ

	<p>るなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請2件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、ご意見お願いいたします。</p>
意 見	<p>10番 中平委員（推進委員）</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）、意見を述べさせていただきます。整理番号31-15、31-16の申請2件の借受人は、農業に従事しており、計画は妥当と判断しました。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>十分な審議の結果、計画は妥当と判断し、答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないようですので、議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することとし答申したいと思えます。</p> <p>— 休 憩 —</p> <p>再開します。</p> <p>それでは、報告事項【1】農地の時効取得について、を議題といたします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>報告事項【1】、農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。令</p>

和 2 年 1 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

(1) 申請者 住 所 ○○○○○  
氏名及び件数 ○○○○ 他 1 件

(2) 申請受理面積 畑 3668 m<sup>2</sup> 合計 3668 m<sup>2</sup>

番号 1

義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○

権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○

土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字ヲツエ 1778 番 3

土地の表示 地目 畑 面積 230 m<sup>2</sup>

事 由 登記原因日付 平成 3 年 10 月 28 日

時効取得受付 令和元年 12 月 9 日

番号 2

義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○

権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○ ○○○○

土地の所在地 須崎市上分字大谷丙 275 番

土地の表示 地目 畑 面積 694 m<sup>2</sup>

土地の所在地 同 丙 282 番 2

土地の表示 地目 畑 面積 449 m<sup>2</sup>

土地の所在地 同 丙 284 番 1

土地の表示 地目 畑 面積 208 m<sup>2</sup>

土地の所在地 同 丙 1971 番

土地の表示 地目 畑 面積 991 m<sup>2</sup>

土地の所在地 同 丙 1972 番

土地の表示 地目 畑 面積 148 m<sup>2</sup>

土地の所在地 同 丙 1973 番

土地の表示 地目 畑 面積 948 m<sup>2</sup>

事 由 登記原因日付 平成 11 年 10 月 12 日

時効取得受付 令和 元年 12 月 25 日

議 長	<p>以上で議案は終わりましたが、その他の件で農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局よりお願いします。</p>
局 長	<p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和 2 年 1 月 28 日 須崎市農業委員会</p>
会 長	<p>みなさん、賛同ということでよろしいでしょうか。賛同でございましたら拍手のほうでお願いします。</p>
各 委 員	<p>一同拍手</p>
会 長	<p>それでは、みなさん全員賛同ということで、ありがとうございました。</p>
閉会宣言	<p>その他、何かございませんか。ないようでしたら、以上で第 1 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2 時 55 分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

13 番

14 番